

総合福祉部会 第5回	
H22.7.27	参考資料8-1
山本委員提出資料	

福祉部会の今後の進め方および課題について

やまもとまり
山本 眞理

前回 の議論を踏まえ以下を提案 します

1 総合福祉部会は総合福祉法（仮称）の条文作りを目的とすべきである
 前回 突然 条文 は作らないという座長 発言 に驚いたが、私自身は
 総合福祉法（仮称）の条文 を作ることが目的と理解して構成員となった。
 千葉県の 条例 であれ、 障害者 権利 条約 であれ、NGO、 障害者 その他市民
 の手で作り上げたものであり、何らかの資格がなければ法律 が作れないということはない。

さらにわれわれ自身が 条文 を作る ことにより、誰にもわかりやすい、シンプルで使い
 やすい 法律 を作り上げることができる

先に 公表 された 計画 と 平行 して直ちに 条文 起草 委員会 を立ち上げ、
 項目 作り に 着手 し、その中で 論点 の議論を取り入れて 充実化 していく 作業
 をすべきである

2 月1回の会議で、 分担 したチームの議論も進めるのには 時間的 に無理があり、
 かつ 相互 の 討論 時間 も 保障 されないので、課題 別 分担 チームの議論および
 条文 起草 委員会 については、部会が開かれる 間 もメールを通した議論を重ねて
 準備 していくべきと考える。 条約 作成 過程 では 特別 委員会 の 間 もメール
 で 討論 を重ね 特別 委員会 への 準備 を積み重ねてきた。

開かれた議論とするため、 構成員 以外は 投稿 できず、メールのやり取りは 公開
 するという 形式 のメーリングリストを作り 議論を重ねれば、 公開 も可能である。
 費用もまったくかからず、 交通費 も不要である